

○地方自治法施行令

（住民による監査請求）

第百七十二条 地方自治法第二百四十二条第一項の規定による必要な措置の請求は、その要旨を記載した文書をもつてこれをしなければならない。

2 前項の規定による請求書は、総務省令で定める様式によりこれを調製しなければならない。

○地方自治法施行規則

〔措置請求書等の様式〕

第十三条 地方自治法施行令第百七十二条第一項の規定による必要な措置請求書は、別記様式のとおりとする。

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕職員措置請求書様式（第十三条関係）

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕職員措置請求書

都（何道府県）知事（何委員会若しくは委員又は職員）〔何郡（市）町

（村）長（何委員会若しくは委員又は職員）〕に関する措置請求の要旨

一 請求の要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

二 請求者

住所 氏 名

（住所）（氏 名）

右地方自治法第二百四十二条第一項の規定により別紙事実証明書を
添え必要な措置を請求します。

令和何年何月何日

都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕監査委員あて

備考 氏名は自署（盲人が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で

自己の氏名を記載することを含む。）すること。